

第8回城原川流域委員会 議 事 次 第

日時：平成16年7月2日（金）午後1時半～午後5時
場所：はがくれ荘（佐賀市）

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

（1）水利用の現状と課題

①広域利水への影響 【資料－2】

②合口計画の経緯 【資料－3】

（2）住民説明会

①実施方法 【資料－4】

②説明資料 【資料－5】

③アンケート 【資料－6】

（3）次回委員会 【資料－7】

4 閉 会

城原川流域委員会の設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、筑後川水系においては、平成15年10月2日に河川整備基本方針が策定されました。

また、基本方針に沿って今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなり、筑後川水系流域委員会準備会議が設立されています。

この委員会は、筑後川水系流域委員会の分科会として、河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき城原川流域を対象として学識経験者としての意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とするものです。

城原川流域委員会規約

（趣旨）

第1条 この規約は、「城原川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について必要事項を定めるものである。

（目的）

第2条 この委員会は、河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき城原川流域を対象として学識経験者としての意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 国土交通省九州地方整備局長（以下「整備局長」という）と佐賀県知事（以下「知事」という）が設置、運営する。

2. 委員会の委員（別表1）は、整備局長と知事が委嘱する。
3. 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

（委員会）

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外のものを委員会へ参加させ参考意見を聴くことができる。

（委員会の成立）

第5条 委員会は、委員の三分の二以上の出席をもって成立する。

2. 委員の代理出席は原則として認めない。

（委員長、副委員長）

第6条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、委員の互選においてこれを定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
4. 委員長は、あらかじめ副委員長を指名する。
5. 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、副委員長がその職務を代行する。

(意見)

第7条 委員会は、審議した内容について河川管理者である整備局長と知事に対し意見を述べる。

(情報公開)

第8条 委員会の公開方法については、委員会において定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、国土交通省筑後川河川事務所と佐賀県県土づくり本部河川砂防課に置く。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、全委員総数の三分の二以上の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成15年11月13日から施行する。

付 則 〔平成16年4月28日改正〕

この規約は、平成16年4月28日から施行する。

【別表－１】城原川流域委員会 委員名簿

氏名	所属等
あらまき ぐんじ 荒牧 軍治	佐賀大学理工学部教授
いさがい かずよ 飯盛 和代	佐賀短期大学教授
いのうえ ひでゆき 井上 英幸	佐賀植物友の会会長
かもち ひろあき 蒲地 弘明	佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事
くわこ としお 桑子 敏雄	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
こが けんいち 古賀 憲一	佐賀大学理工学部教授
こみや むつゆき 小宮 睦之	元 佐賀県立博物館副館長
さかもと みすこ 坂本 美須子	佐賀女子短期大学人間生活学科教授
さとう えつこ 佐藤 悦子	千代田町推薦委員
さとう まさはる 佐藤 正治	脊振村推薦委員
さねまつ ひではる 実松 英治	公募委員
しちのへ かつひこ 七戸 克彦	九州大学大学院法学研究院教授
しらたけ よしはる 白武 義治	神埼町推薦委員
たけした やすひこ 竹下 泰彦	公募委員
ふじなが まさひろ 藤永 正弘	公募委員
ますだ まなぶ 益田 学	公募委員
まつざき じろう 松崎 治朗	佐賀県有明海漁業協同組合連合会専務理事
みやち よねぞう 宮地 米蔵	元 久留米大学法学部教授

【50音順 敬称略】

○河川整備計画とは

(河川整備計画) 「河川法第16条の2」
河川管理者は、河川整備基本方針に沿って、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則) 「河川法施行令第10条」
河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- 一 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること
- 二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること
- 三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること

(河川整備計画に定める事項) 「河川法施行令第10条の3」
河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川の整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

水利用の課題

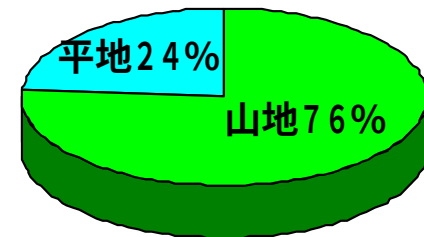
佐賀平野の特色と水利用

私たちが住む佐賀平野は、全国的に見て、その上流の山地の割合が少ないことから、水源が乏しいところです。

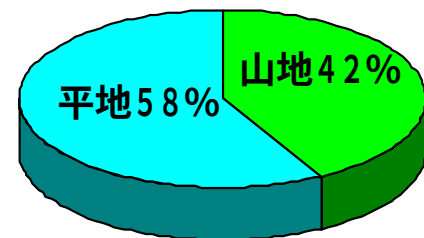
このため、これまで、この地域では山麓部にはため池、平野にはクリークが多く存在し、河川だけでなくこれらの施設・機能をうまく組合わせた水利用が行われてきました。



全国 約37万km²



佐賀地域 約840km²



広域的な利水事業の展開

佐賀平野は、全国有数の穀倉地帯となっているが、安定的な水源に乏しいことから、これまで北山ダムや筑後大堰等の水資源開発が行われてきました。

特に、佐賀西部の白石平野は水源となる河川が少なく、不足する水を地下水に求めてきたことから、過剰汲み上げにより地盤沈下を引き起こしてきました。このため、農業用水については、筑後川、嘉瀬川を水源とする広域的な利水事業（筑後川下流土地改良事業）が展開されています。

都市用水も同様に、佐賀導水事業や佐賀東部用水供給事業、佐賀西部用水供給事業により佐賀平野をカバーする広域的な利水事業が行われています。



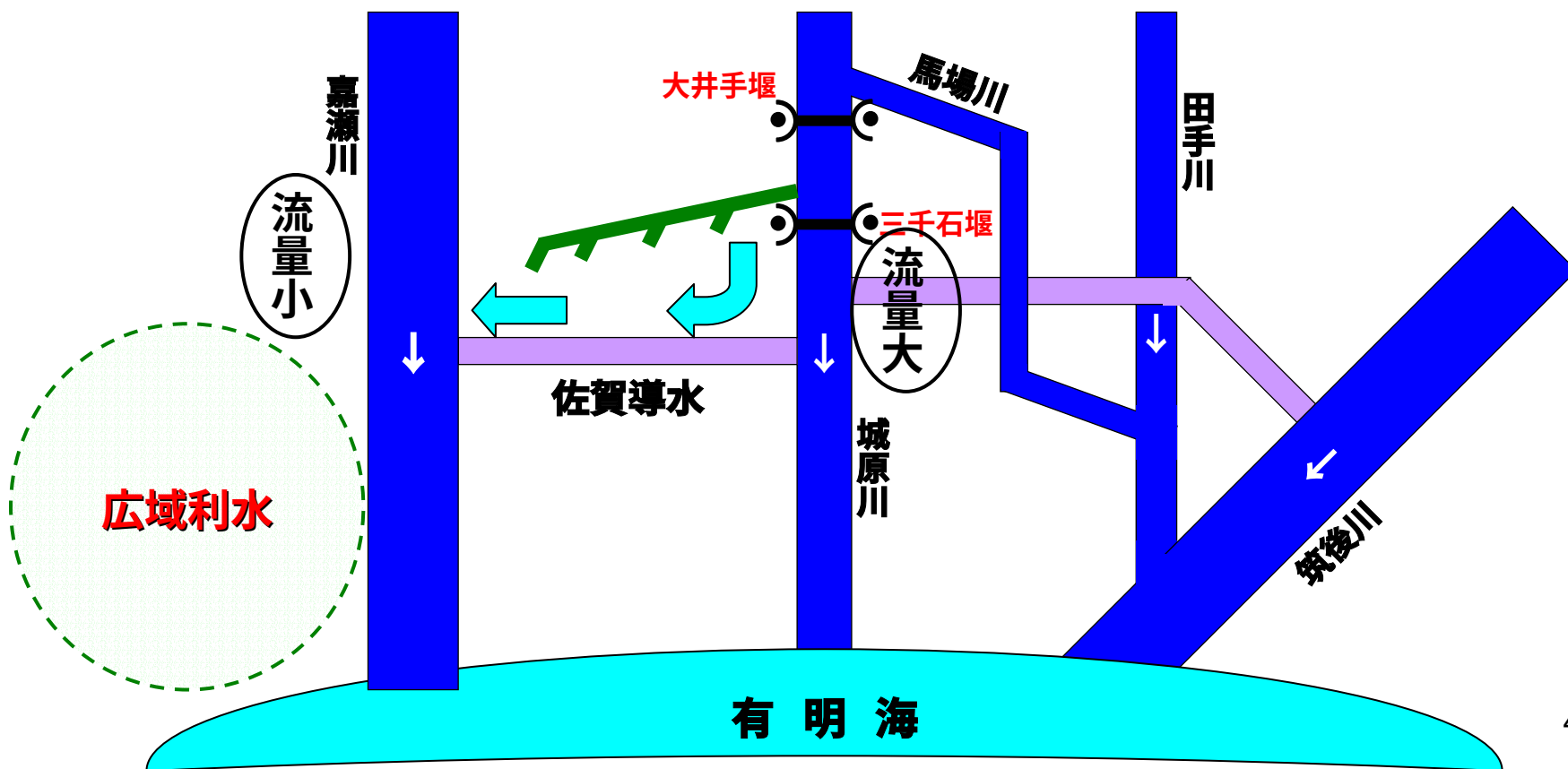
《農業用水》



《都市用水》

城原川の役割

城原川は、これまでも三千石堰や横落水路などにより、流域外への水利用がなされてきました。城原川は、筑後川と嘉瀬川の上に位置し、これら広域的な利水事業の貴重な水源として位置付けられています。城原川は、佐賀導水路を通じて嘉瀬川とつながっており、嘉瀬川の水量が不足するときに佐賀導水路を使い、応援する役割を持っています。



広域的な利水事業の課題

(1) 城原川

城原川は、上流の三千石堰から下流の草堰までの間において、それぞれの堰からかんがい用水に加えて、防火用水や集落内を流れる水路の環境を維持するための水（地域環境用水）も含めた水量が取水されています。その取水量は近年管理が十分に行き届かないこと等から、増加する傾向にあります。

一方、広域的な利水事業（筑後川下流土地改良事業、佐賀導水事業）の城原川における水利用の考え方は、河川維持流量を先ず確保し、かんがい用水は筑後川から導水される量と併せて必要量を城原川から取水することになっています。そして、残りのある一定の水を嘉瀬川へ導水することになっています。

しかし、各堰から現在取水されている量が、防火用水や集落を流れる水路の環境を維持するための水（地域環境用水）が含まれ広域的な利水事業の計画より多いことから、その結果、嘉瀬川へ導水する量が減り、城原川の水を前提とした広域的な利水事業である佐賀導水事業に影響を及ぼすことが懸念されます。

広域的な利水事業の課題

(2) 嘉瀬川

嘉瀬川では、かんがい用水をはじめ水道用水、工業用水、そして佐賀市街地の地域環境用水として多くの水利用がなされています。特に佐賀市街地の地域環境用水が冬場を中心に年々多くなっており、嘉瀬川の下流部では維持流量が確保されない状況になっています。

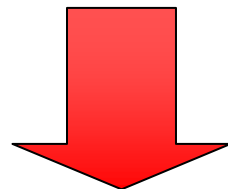
嘉瀬川は、佐賀平野の重要な水源であります。特に水源が乏しい白石平野においては、かんがい用水、都市用水の水源となる嘉瀬川ダム建設事業、筑後川下流土地改良事業等が進められており、これら事業の完成への期待が大きくなっています。

嘉瀬川ダムが完成すれば、嘉瀬川等の維持流量が確保されることとなりますが、最大の問題は、佐賀市街地の地域環境用水が計画上位置付けされていないことから、現在市街地を流れている水量が大幅に減少することです。

なお、この問題については、「嘉瀬川水系における地域環境用水に関する連絡協議会」で、別途、その対応について協議しています。

広域的な利水事業への影響とその対応

水利用の実態（河川からの計画以上の取水：地域環境用水）を考慮すると広域的な水利用へ支障を及ぼす。このため、計画以上の取水への対応をどう図るかが課題。



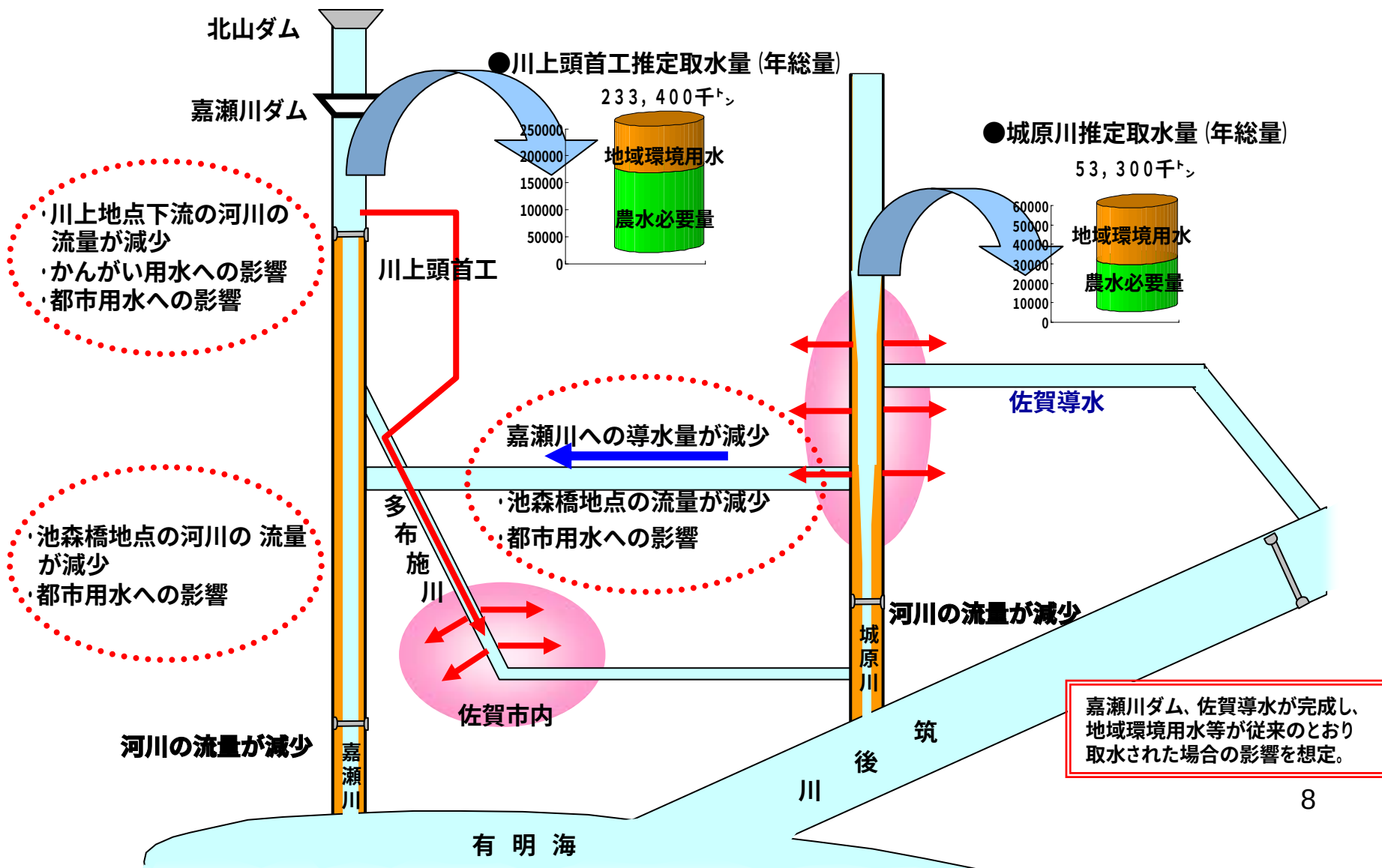
【対応案】

- 地域環境用水必要量の整理や節水
- 渇水調整、水資源開発（不特定用水）

嘉瀬川と城原川の現状の水利用が広域利水事業に及ぼす影響

嘉瀬川から地域環境用水を取水することで

城原川から地域環境用水を取水することで



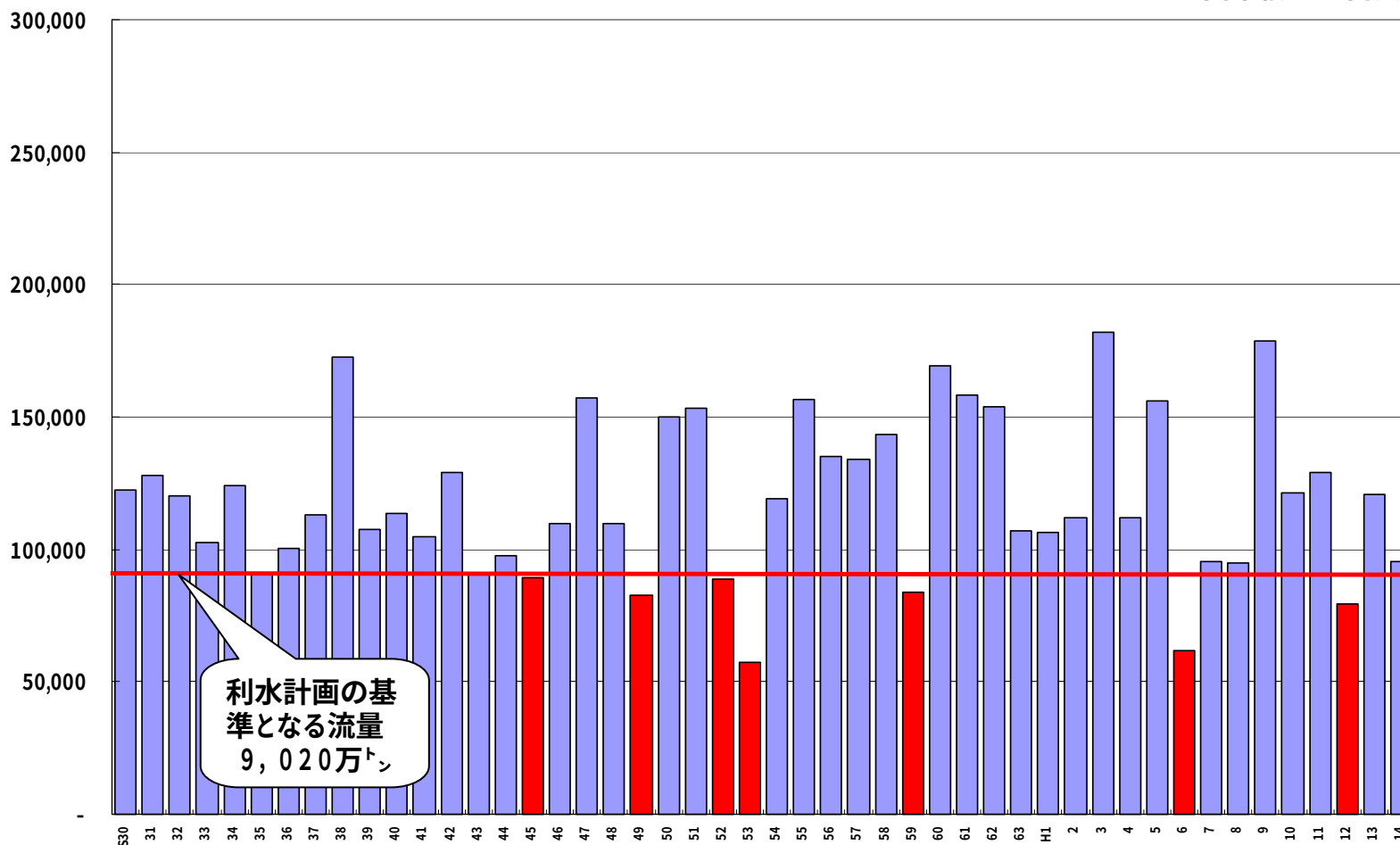
城原川の近年における利水安全度の低下

更に、近年では城原川の利水安全度が低下しており、水不足が発生する頻度が高まっています。
(利水計画の基準となる流量を下回る年が5年に1度発生する)

(千 m^3)

《日出来橋地点における流出量経年変化》

日出来橋地点自然流量



現在の水利用を続けたときの広域利水事業へのシナリオ

近年の少雨化傾向も含めた48年間 (S30-H14) の流況で、地域環境用水が現状のまま取水されたと想定した場合の水利用、河川流下流量への影響の度合いを推定しました。

1／10 渇水流量では、広域的な水利用への影響度が大きく1／2 渇水流量でも影響が残ります。

このことにより、地域環境用水の取水がこのまま行われると、近年の少雨化傾向と併せて利水安全度が低下し、頻繁な渇水調整・渇水被害が生じることが想定されます。

影響項目 \ 利水安全度	1／10 相当	1／5 相当	1／2 相当
①都市用水 〔佐賀西部広域水道 富士・大和町上水、王子製紙工水〕	●	●	▲
②かんがい用水 〔白石農水〕	●	■	—
③城原川流下流量	●	■	■
④嘉瀬川流下流量	▲	■	—

(嘉瀬川ダム、佐賀導水完成後で推定)

(凡例) 目標に対する影響度

- 20%以上 不足
- ▲ 10～20% 不足 10
- 10%以下 不足

佐賀平野の水問題と新規水資源開発

新規水資源開発を議論する場合、以下の視点から検討することが必要と考えます。

Q－1) 今後、新たな水需要が発生するか

- かんがい用水は、嘉瀬川ダムが完成し、白石平野への水源が確保されることをもって充足する。
- 都市用水は不要（平成13年3月 佐賀東部水道企業団 不要を表明）

A－1)

かんがい用水、都市用水に関する新たな水資源開発は不要

佐賀平野の水問題と新規水資源開発

Q－2) これまで進めてきた利水事業で、水需給のバランスがとれ、水問題はなくなるか。

佐賀平野の水需給のバランスが、現状・将来でどのようになるのか検討することが必要。

① 現段階で分かっていること

現在、広域的な利水事業が進められているが、この計画までの段階で以下の課題への対応が必要。

- 城原川において、現状での水利用（集落内の水路に流す水を確保）を考慮すると、年間約1千万 m^3 の水量不足を生じる。（計画基準年であるS35年の流況での計算）
- 嘉瀬川において、現状での水利用（佐賀市街地の水を確保）を考慮すると、年間約3千万 m^3 の水量不足を生じる。（計画基準年であるS35年の流況での計算）

② 今後検討が必要なこと

- 水需要の整理が必要
〔都市用水、かんがい用水の必要量に変化はないか。仮に減少していた場合において、取水量（水利権量）を減らすことが可能か。〕
- 城原川周辺の集落や佐賀市街地内を流れる水を確保することが議論となっているが、その他の集落の水の確保は必要ないのか。佐賀平野には多くの河川、水路が存在し、特に、冬の期間の水量確保は、佐賀平野の水問題といえるのではないか。

A－2)



- 現段階で分かっている課題について、速やかに対応することが必要
- 佐賀平野全体で水が不足しているかどうかの判断は、水需要の整理がまず必要で、現時点で新たな水資源開発の必要性を断定的にいえませんが、水利用が安定的に行える最終形を整えることが必要。

水利用の最終形を整えることは・・・

水需要の整理

- 経済的な水の整理
(水道用水、工業用水、かんがい用水)
- 地域環境用水の整理
- 少雨化での対応水の整理
(安全度の確保水)

水需給バランスの検討



水供給の検討

- 水管理の運用による有効活用
- 既存施設の機能アップ
(ダム of 統合運用、弾力的運用)

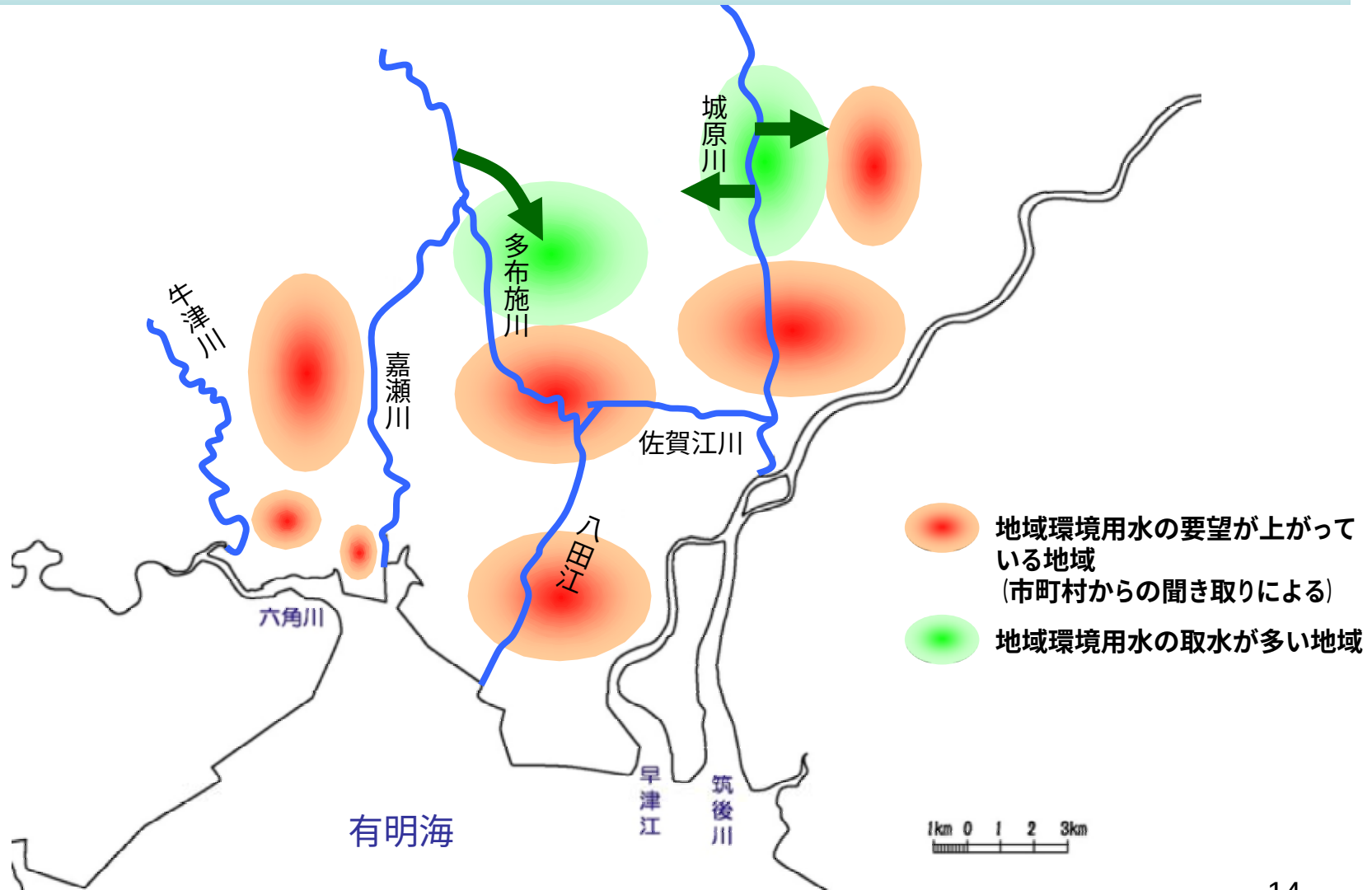
現時点では定性的には新たな水が必要と考えるが、
この委員会とは別途に検討・整理が必要

新たな水資源

危機管理

佐賀平野における地域環境用水の確保状況

佐賀平野において、地域環境用水のニーズは潜在的に存在するが、行政の課題とはなっていない。



佐賀平野の水問題と新規水資源開発

Q－3) 新たな水問題への対応が必要か

～近年の気象は、少雨化傾向にあるといわれているが、水利用の安全性に問題はないか～

○H14年渇水からの問題提起

H14年において、筑後川水系は冬期渇水であったが、筑後大堰から取水する流域内の佐賀東部水道企業団と福岡県南広域水道企業団は、もう少しで給水制限に追い込まれるところであったが、流域外の福岡地区水道企業団は、S53年、H6年渇水を経験し、ダム建設等による自己水源の確保に努めたこともあり、比較的余裕があった。筑後川水系の水利用の安全性が問題視される中で、筑後川水系に依存する佐賀東部水道企業団等の水利用の安全性をどのように考えるか。

○H6年渇水からの問題提起

佐賀平野において、H6渇水により社会・経済活動に種々の影響を及ぼした。

- ①水源に乏しい白石平野では、地下水を19,989千m³汲み上げ、地盤沈下(平均2.88cm)を起こした。
- ②断水により、生活用水が制限されたことにより、日常生活に大きな影響を与えた。

渇水に対するリスクマネジメントをどのように考えるか。

A－3)

水資源開発施設により、渇水被害がどのように緩和されたか渇水実績をもとに分かりやすく県民に示し、渇水に対する確保すべき安全度の議論を行うことが必要。

城原川に係る取水堰の合口計画の経緯について

1. 当初の計画

城原川では、古くから数多くの取水堰が設置され、それぞれの樋管から農業用水等が取水されているが、

- ①草堰などは、洪水時を始め、毎年何らかの補修が必要であること。
- ②上下流の取水慣行が複雑で、維持管理に多大の労力を要していること。

等の理由から、昭和51年着工した県営かんがい排水事業佐賀東部地区の当初計画において、

現在の三千石堰付近で合口取水し、かんがい排水事業やほ場整備事業等で整備する各地の幹線用排水路に配水・利用する計画としていた。

なお、合口する場合は、既存の堰や取水口にある慣行水利権はかんがい用水に限定した許可水利権に切り替えることとしていた。

2. 合口計画の変更

ほ場整備事業の実施に当り、それぞれの地域で詳細な水利用の実態を調査し、水路整備計画等を地元と協議していく中で、

- ①農業情勢の変化や農家負担金対策等から可能な限り農業投資額を抑制する必要があったこと。
- ②取水堰から取水されている地域環境用水は、集落を廻らすため純然たる農業用排水路と比べ高い水位で流下させ利用されており、近年、集落環境の保全に対する関心が高まっている中で、仮に合口するとすれば、多大な補償的工事が必要となり、農家の負担が増大する

等から、県としては、今回の県営かんがい排水事業では、合口を実施しない方針に変更し、所要の手続きを進めている。

草堰の慣行水利権の許可化についての河川管理者の考え

- お茶屋堰より上流の農業用水の取水は、筑後川下流用水の計画では、城原川の水を先に取水し不足が生じれば筑後川から補水することとなっています。（以下「補水地区」といいます。）
- 城原川には、慣行水利権を持つ既設井堰がありますが、筑後川下流土地改良事業の水利権協議の際、九州農政局から県営事業において、合口計画があることから、合口と併せて許可水利権への切替えを指導する旨の説明を河川管理者は受けていました。
- 今回、合口計画がなくなったということであれば、河川管理者としては、現状の取水口ごとに許可水利権への切替えが行われるよう、地域環境用水の取扱いを含めて関係機関との調整を進めていきます。

○住民説明会等 (案)

【開催主旨】

河川整備計画の策定に住民の意見を反映させるための必要な措置として
河川管理者が住民説明会と流域懇談会 (仮称) を開催する。

住民説明会：住民への情報提供
住民からの情報や意見の収集

流域懇談会：論点を絞り住民との意見交換

河川法16条2項の4

「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」

○住民説明会 (案)

第8回 委員会
資料-4

【日時・場所】

脊振村、神埼町、千代田町との協議を踏まえ、休日と平日の2回、同じ内容で開催する。

- ①平成16年7月19日(祝) 午後1時半～4時(神埼町中央公民館)
- ②7月23日(金) 午後7時～9時半(千代田中部小学校体育館)

【広 報】

広報誌(県民だより、町村報、チラシ)

新聞(7月11日(日))

佐賀県ホームページ、城原川流域委員会ホームページ

○住民説明会 (案)

**【進め方】：司会、資料説明は河川管理者（国と県）
質疑応答の進行役は中立な立場の方**

(1) 時間配分

- (15分) 開催主旨、進め方の説明、自己紹介**
- (30分) 資料説明（パワーポイント）**
- (95分) 質疑応答**
- (10分) アンケート作成**

(2) ルール

質疑応答は原則として事務局が対応する。

(3) 情報公開

オープンな説明会とする。（報道陣の取材も可）

議事録を作成し、出された質問などは整理しホームページなどで公開する。

（ただし、個人名や希少種等の情報は出さない）

安全で親しみやすい 城原川をめざして!

資料

このパンフレットは、これからの城原川を安全で親しみやすい川にしていくなため、流域の皆さんと共に考えていくための参考資料です。

これからの城原川のよりよい川づくりのためには、城原川と共に暮らしてきた流域の皆さんのご意見やご提案がとても重要だと考え、城原川の特徴を踏まえ現状の課題、問題点などを知ってもらい、今後20～30年間程度の河川整備の具体的な目標や進め方及び城原川ダムについても一緒に考えていき、「河川整備計画」に皆さんの意見を反映させていきたいと考えています。

この情報を手がかりに御意見をお寄せ下さい。

P1～2

城原川

- 日常の川の川の管理のしかたは
- 城原川を活かしたまちづくりとは
- 子供達の体験や学習の場としての城原川とは

P3～5

安全に関して

- 城原川の今後20～30年間の洪水対策について
- 川の情報や洪水時や台風時の危機管理について

P6

水利用に関して

- 河川環境に配慮した水利用について
- 安定した水利用について

P7～8

河川環境、利活用、 地域との係わりについて

- これからの望ましい河川環境のあり方とは
- 親しみやすく利用・活用しやすい城原川をめざして



城原川



自然豊かで歴史的な施設が残る城原川は、流域の生活に憩いと恵みを与えています。城原川流域を安全で親しみやすい川にするために、皆さんと考えます。



⑤向山橋上流
佐賀江川合流点から13k600地点

めおと い び



⑦夫婦井樋橋下流
佐賀江川合流点から5k600地点



おしとり
⑥白角折橋下流
佐賀江川合流点から12k300地点

しば お



⑧柴尾橋下流
佐賀江川合流点から1k800地点



⑨直鳥城跡



⑩水車の里

⑪川沿いや堤防の菜の花



～安全に関して～ 城原川はこんな川



集水域のほとんどは山地です。

降った雨が集まる範囲のことを集水域といいます。城原川集水域の約80%は山地部で、この区域に降った雨が川に集まり、下流の佐賀平野に流れ込みます。川の勾配は、山地部の急な勾配から平野部の緩やかな勾配へ徐々に変化しています。



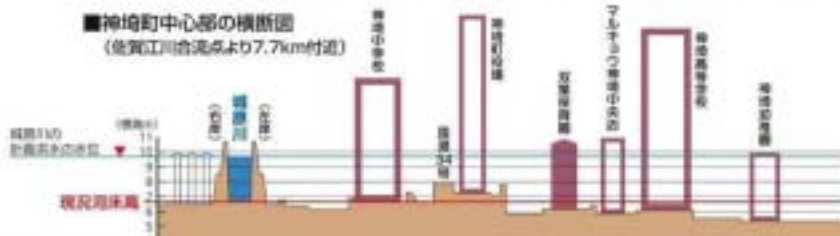
水面の高さが周辺地盤より高いため、氾濫した時の被害が大きい。



山水を海まで安全に流す「雨樋」の役割を持っています。



■神埼町中心部の横断面図
(佐賀川合流点より7.7km付近)



城原川の水害被害

S28.6洪水では城原川沿岸に甚大な被害をもたらしました。

■被害状況(S28.6.25～28)

床下浸水(戸)	床上浸水(戸)	農地被害(ha)
14,920	14,597	13,318

※被害データについては「佐賀県水災誌」より佐賀市、佐賀郡、神埼郡の被害データを合計。



佐賀県神埼郡神埼町(佐賀川合流点付近)の被害状況(佐賀県水災誌より)

佐賀県下流

城原川の現状

S28年に匹敵する雨は、それ以降降っていませんが、近年の大雨でも度々堤防高近くまで水位が上がっています。

城原川年最大の24時間雨量（日出来橋上流域平均）



城原川沿川はS20年代と比較して飛躍的に宅地化が進んでいます。

（神埼町中心部における土地利用の変化）

■S23年頃



■H10年頃



■H11.6洪水の川の状態



●観測点（佐賀江川合流点より9.4km付近）



■H15.7洪水の川の状態



●観測点（矢野井橋付近）



今、S28年のような大雨が降った場合、このような被害の危険性があります。

■想定氾濫区域



●氾濫面積46.2km²

●氾濫区域内人口約43,000人

●床上浸水戸数約13,000戸

●床下浸水戸数約1,000戸

※水深2m以上の氾濫区域内人口約12,300人

水害による生活への影響(参考事例)

洪水が起こったときの被害事例

（平成12年名古屋市水害）

H12年に名古屋市を襲った豪雨で、一世帯当たり約900万円の被害被害が生じています。

一世帯平均被害総額 899万円

主な被害としては以下のようものでした。

（被害総額の事例（名古屋市北区城西学区の調査結果））

●家屋被害（断壊材、壁、天井、床の取り替え等）……261万円

●家財被害（電気製品、家具、日用品の再購入等）……226万円

●自動車被害（自動車の修理又は再購入）……183万円

※出典：愛知県名古屋市北区城西学区ホームページ



流量規模別の治水対策

治水対策の比較

河川整備計画では、今後20年～30年間の河川改修計画の目標を定めます。
この目標づくりの資料として、流量規模ごとの課題や代表的な横断面などを以下の表に示しています。

凡 例	
	土留、堤防等(河川に非対応のよう4.5m)
	下流、堤防等(河川に非対応のよう1.7m)

流量規模	改 修 内 容	課 題	概要図(横断面)
毎秒240m ³	-無し(現在の城原川)	-	
現在の河川環境・ 水利用形態を 変えない規模 (毎秒330m ³)	-水面より上部の掘削(総掘削量13万m ³)	-	
毎秒400m ³	-河床掘削(総掘削量33万m ³) -瀬止堤の設置 -草堤の撤去	①干ガタ環境の喪失 ②草堤の撤去による、水利用形態の変更 と河川景観の変化	
毎秒500m ³	-河床掘削(総掘削量84万m ³) -瀬止堤の設置 -草堤の撤去 -部分的な引堤(延長3km、最大幅7km)	①②に加え、 ③川の中の陸地空間(高水敷)が喪失する ことで、単調で人工的な河川となり、現在の 河川環境が喪失する	
S28年相当 洪水規模 (毎秒690m ³)	-河床掘削(総掘削量176万m ³) -瀬止堤の設置 -草堤の撤去 -全城での引堤(延長12km、最大幅55m)	①②③に加え、 ④沿川の家屋等の立ち退きや、道路・橋(29 橋の架替え)により、地域社会へ大きな 影響を与える	
河川改修とダムによる治水対策 河川 330m ³ + ダム 360m ³ ⇒ 毎秒690m ³			



現在の城原川における治水上の課題

S28年相当の流量を流すことが出来ない。

近年でも堤防高近くまで水かさ上がる洪水が頻発している。

野越し[※]が存在する中での沿川における宅地化の進行

※野越し—城原川の中流部にあり、堤防が弱くなっている部分。洪水時に水位が高くなると、周辺の田畑へ越えさせ、野越しより下流の洪水被害を防ぐためにもうけられたものです。(P8の図表参照)

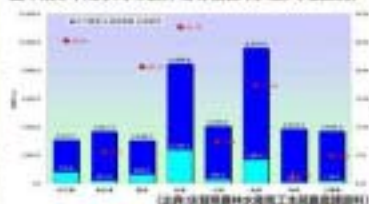
佐賀平野における水利用の現状

広域的に助け合うことで成り立つ佐賀平野の水利用

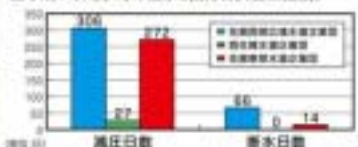
開かれた水源を有効利用するため、ため池群やダム、国庫川、真瀬川および城原川からの取水など様々な水源から導水路、水路などを利用し、広域的に水を供給しています。

西部地区は水利用が厳しい

■平成15年度水害の農作物等被害(水稲)(地区別)



■平成8年、越水時の給水制限状況（企業別別）



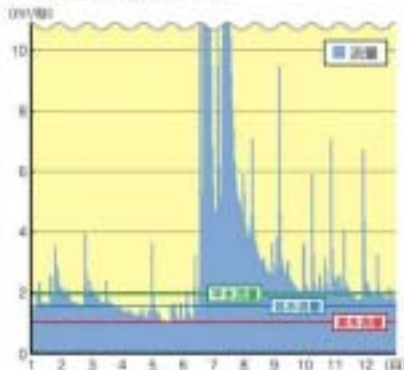
山地の割合が少なく水源に乏しい佐賀平野



城原川における水利用の現状

城原川の流量の状況（河川流況）

■城原川の流況(H13年)



■城原川仁比山地点の河川流況
(H元年～H10年の平均)

洪水流量	毎秒1.08m ³ 〈一年を通じて、355日を下回らない流量〉
低水流量	毎秒1.47m ³ 〈一年を通じて、275日を下回らない流量〉
平水流量	毎秒2.05m ³ 〈一年を通じて、185日を下回らない流量〉

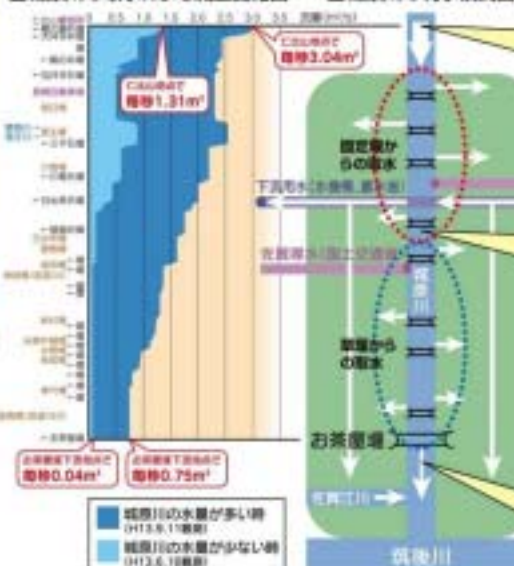
※河川利用とは、日平均流量の3割の割合を大きい内から小さい内へ順にならべたとき、河川の流量の特性を示す指標の1つです。

下流域に必要な水が不足しています。

各取水堰で取水された水は途中で城原川には戻ってこないため、下流に行くほど河川の流量は減少します。

■城瀬川の取水による遡上変化図

■ 五箇川の治水模試図



城原川の河川環境

城原川には様々な生き物が
生息しています。

城原川は有明海の影響を受けて海水と淡水が混ざる汽水域の区間や草堰などによる滞水の区間、そして瀬や淵などの多様な水辺が形成されています。その水辺には、ヨシなどの植物が繁殖しており、これらの生物に必要な水辺環境を保全しなくてはなりません。



城原川を望む（市街地より下流を望む）



ヤマノカミ



ツルコシ



カサネズミ



オキザリ



ヒシ



城原川を望む（市街地より上流を望む）



テナガエビ



オヤコウ



城原川を望む（市街地より上流を望む）



ヤシ



オキ



オキ



ハナダラエビ

城原川の利活用と文化

祭り・イベント・施設 川や湖川敷を利用して祭りやイベントが催されています。

青砥村



青砥村流氷まつり

神埼町



City公園



古野ヶ原の花まつり

千代田町



千代田町はなまつり



青砥公園



カヌーマラソン



千代田町はなまつり

城原川の歴史的治水・利水施設

古くから利用されてきた城原川には、昔の方々が作られた、様々な治水や利水の施設が今でも残っています。

●野越し



洪水を一瞬に下流へ集中させないため一部の堤防を低くし、自然に流れ込むようにする施設です。

●草堀



川の低水部部に木杭を打ち、葦木や草を置き、下流への流量を確保しながら河川の有効利用する一方、洪水時には流出する構造となっていました。

●三千石堰と横落水路



寛永年間(1624-42)に築造され、城原川以西地域の水量不足を補うため、三千石堰で水を堰上げ取水し、横落水路によりかんがいを行っています。

利水施設から取水された水は、様々な目的に利用されています。

●水車などの環境用水



●防火用水



●野菜や農機具等の洗浄に利用



●田畑を潤すかんがいのための利用



●横武クリーク公園



環境整備が行われる前の佐賀平野は、集落の周りをクリークで囲まれた農業集落が一般的で、今でもあちらこちらにみられます。この公園は、環境整備が行われる前の昔ながらのクリークをそのまま残した状態で整備されています。

河川整備計画

河川の整備は、河川法という法律に基づいて進められています。

平成9年に、この河川法が改正され、目的の一つに「河川環境の整備と保全」が加えられ、治水・利水とともにうるおいのある水辺空間や生物を育む自然環境の整備、保全をしていくことになりました。

また、河川整備の計画を策定する時には、流域に暮らす皆さんの意見をうかがうことになりました。

河川整備基本方針

長期にわたる河川整備の目標を定めるものです。
河川工事の基本となる計画高水流量等の事項や河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を決定します。

河川整備
基本方針案の作成

河川整備
基本方針の決定

意見

社会資本整備審議会



河川整備計画

河川整備基本方針に沿って、具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を定めるものです。
今後20～30年間の河川工事や河川の維持の内容について決定します。

原 案

河川整備計画案の
作 成

河川整備計画の
決 定

意見

意見

・学識経験者
・公聴会の開催等による関係住民

地方公共団体の長



国土交通省 筑後川河川事務所 調査課

〒830-8567 久留米市高野町1丁目2-1
TEL (0942) 33-9131
<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>



佐賀県 県土づくり本部 河川砂防課

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59
TEL (0952) 25-7161
<http://www.pref.saga.jp>

城原川に関する住民意識調査（案）

第8回 委員会
資料－6

本日は説明会にご来場頂きありがとうございました。

これからの城原川のより良い川づくりのためには、城原川と共に暮らしてきた流域の皆さんのご意見やご提案が、とても重要であると考えています。本日の説明会で発言できなかった方も、その思いをこの意見シートに書いて頂けたらと思います。

また、いろいろな側面から川の将来像を考えるために、質問の内容は、水害対策や水の利用、川の環境、川の利活用などの幅広い分野にわたっています。お手数ではありますが、できるだけ全ての質問にお答え頂けますよう、ご協力をお願いいたします。

1. はじめに、あなたご自身のことを教えてください。

- 1) 年齢 (①20 歳未満 ②20 代 ③30 代 ④40 代 ⑤50 代 ⑥60 歳以上)
- 2) 性別 (①男性 ②女性)
- 3) お住まいの市町村 () 市・町・村) 地区名 () 地区)
- 4) お住まいのところから、城原川までの距離について
①100m以内 ②500m以内 ③1km以内 ④1km以上
- 5) あなたは過去に、水害にあった経験がありますか。(①ある ②ない)
それは、いつですか。(昭和・平成) 年頃)、(昭和・平成) 年頃)

2. 城原川の水害対策について

- 1) 現在の城原川は、洪水に対して安全であると思いますか。
①安全である ②安全だとは思わない ③わからない
- 2) 1) で「①安全である」と答えた方はその理由を教えてください。
①水害がないから ②S28年水害後、川幅も広がったから
③安全な所に住んでいるから ④その他 ()
- 3) 1) で「②安全だとは思わない」と答えた方はその理由を教えてください。
①堤防が高く危険を感じるから ②堤防が丈夫でなさそうだから
③最近、雨の降り方が激しいから ④野越しが残っているから
⑤その他 ()
- 4) これからの城原川の水害対策について、あなたの考えに近いものを選んでください。
①水害対策が遅れているので、環境よりも水害対策を優先すべきだ。
②水害対策は進めるべきだが、現在の環境も維持して欲しい。
③これ以上の水害対策は実施しなくてよい。 ④わからない。
⑤その他 ()
- 5) 城原川に多数残っている「野越し」の存続について、あなたの考えを教えてください。
①全て残しておくべき ②全て無くすべき(堤防を高くすべき)
③今、住宅があるような場所は無くすべき(堤防を高くすべき)。
④わからない
⑤その他 ()

3. 城原川の水利用について

- 1) 城原川の水を利用している方にお聞きます。あなたの地区の水路を流れる水の量には満足していますか。
①少ない ②満足している ③わからない
- 2) これからの城原川の水利用に関して、あなたの考えに近いものを選んでください。
①もっと取水できるようにして欲しい。
②今のままでよい。 ③わからない。
④その他 ()

裏面もございます。

4. 城原川の環境及び利活用について

1) 普段の城原川の水量についてどう思いますか。

- ①多い ②少ない ③どちらとも言えない ④わからない

2) 城原川の水質についてどう思いますか。

- ①きれい ②きたない ③どちらとも言えない ④わからない

3) 城原川の自然についてどう思いますか。

- ①自然が豊か ②やや人工的 ③人工的すぎる ④わからない

4) あなたは日頃、川をどのような目的で利用していますか。(複数回答可)

- ①通勤通学路 ②散歩 ③ジョギング ④サイクリング ⑤釣り ⑥自然観察
⑦川遊び ⑧休息・休憩 ⑨その他() ⑩ほとんど利用しない

5) 城原川を利用するうえで、管理面を含め改善して欲しいことを教えてください。

(複数回答可)

- ①ゴミの投げ捨て ②ペットのフン等の放置 ③川に繁茂する草木の管理
④駐車場の整備 ⑤トイレの整備 ⑥木陰や休憩施設の整備
⑦遊歩道の整備 ⑧階段や坂道の整備 ⑨花壇等の植栽整備 ⑩芝生広場の整備
⑪その他() ⑫特に無い

6) あなたが、今の城原川で大事にして欲しいと感じているものを教えてください。

(複数回答可)

- ①草堰のある川の風景 ②菜の花のある川の風景
③お茶屋堰下流の干ガタ環境 ④川の水のきれいさ
⑤ハンギー大会など、川の利活用環境
⑥その他() ⑦特に無い

5. 城原川ダムについて

1) あなたは城原川ダムについてどう思いますか。そう思う理由も含めてお答えください。

[]

6. おわりに

1) 本日の説明の内容で、わかり辛かったものがあれば教えてください。

[]

2) 説明会自体について、改善した方がよい点があれば教えてください。

[]

3) その他、どのようなことでも結構ですから、ご意見があればお書きください。

[]

※ご協力ありがとうございました。

○次回委員会について（案）

日時：平成16年7月28日（水）午後1時半～5時

場所：ルネッサンスホテル創世（佐賀市）

tel 0952-33-5511